

沖縄社会における模合に関する考察

A Study of Okinawa “MOAI” System

東 与 一
Yoichi Higashi

1. はじめに

沖縄は、太平洋戦争の時まで多くの日本人には知られていなかった。それが、太平洋戦争の激戦地（糸満・摩文仁）となり、多くの尊い命が奪われ、挙げ句の果て、アメリカ軍の占領下に置かれこの戦争で尊い命を落とした人達の御霊を慰霊するために沖縄を往来した遺家族によって現状が語られるようになって次第に知られるようになった。この地には、他府県の慰霊碑（塔）等が建立されている。現在、戦跡公園としてたたずんでいる。これが戦跡遺産となって年間700万余の観光客を引きつける大きな目玉になっている。皮肉なエピソードである。

また沖縄は、昭和のある時期まで、他国^①に支配されていたという歴史が存在する。かつて、栄華を誇っていた“琉球王国”を薩摩藩軍に侵略され、次いで、明治政府による廃藩置県。戦後はアメリカ軍の統治下に置かれていた「他律性」の歴史のことである。このような支配は、沖縄の人々が渴望したわけではなく、彼等の一方的な軍事力と圧力と意志によって成されたものである。このように、自分たちの意思とは無関係に他者の力の作用によって成される行為を“他律性”というのであるが、この他国の行為の中で特にアメリカ軍政の施策は、沖縄の人々の暮らしを豊かにすることはなかった。

敗戦によって収容されたテント小屋での生活は、戦火で焼きつくされ全てを失ってしまった我が身・家族にとっては生命への希望で安堵することはあっても屈辱的であった。年月の経過は流水の如く、社会の情勢の平穏によって帰村が叶ったものの、灰燼と化した我が「里」は虚しく悲嘆であった。何時までも悲嘆に浸ってはおれない。立ち上がる時は来た。住宅・食糧難に喘ぎながらも郷土の再生のために奮闘する時が到来したのだ。

銀行・金融機関はない。働きたくても働き口はない。アメリカ軍が提供する作業によって生計を維持しながら人々の間には「助け合わなければ」という気配が湧いていた。ついに、ユーレー（寄合＝模合）が息吹き始めたのである。

模合（もあい・沖縄方言でユレー）の復活は希望である。銀行の整備の遅れもあって、模合は沖縄の人々の間に急速に広まって行った。この広がり背景として「無尽」と称する金融が続出する（P 34・無尽の項参照）。無尽金融の台頭は一時的な隆盛を見たものの、結局法の規制を受け、代って銀行・金融の体勢が確立される（P 29・銀行の変遷の項参照）。このような体勢下でも模合は庶民金融として隆盛を続け、今日的な活況を見ているのである。

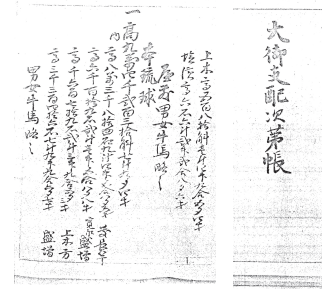
本稿は模合の歴史を概観し、模合がどのような経路で沖縄の人々の金銭融通機関として定着に

至ったか、ということについて、及び、経済学の視点を加味して考察を試みたものである。

II 沖縄の模合

沖縄で模合が発生してから既に280年余が経過している。琉球王朝時代の士族を救済するために発布された模合であるが、貧しい者を救済するという基本的な仕組みは現在も殆ど変ることなく、扶助的な金融制度として現在に至っている。

模合は、頼母子講や無尽講の一種で広く庶民に親しまれている相互扶助的な金融の仕組み。寄合（ユレー）ともいう。小は親睦を兼ねるものから大は大型機器購入・住宅・営業・営農資金までさまざまな模合がおこなわれている。沖縄タイムス社刊沖縄大百科事典を引用する。



大御支配次第帳
(ハワイ大学東西センター所蔵)

【歴史】『球陽』^②に1733年（尚敬21）模合の法を定め、困窮士族にたいする助けとしたと記されているのが、史書に出てくる最初のケースである。ただし、この場合の模合とは給人（王府から俸祿をもらう者）たちのための備荒貯蓄のようなもので、薩摩藩の享保の大御支配にも同様な条項があり、おそらくその制度が王府に導入されたと考えられている。（以下略）

現代の頼母子講に相当する模合は、18世紀以前からおこなわれていたらしいが、その起源については、はっきりしない。しかし、貨幣流通が一般化するまでは、農産物・家畜・日常の食品などが模合の対象で、米模合・砂糖模合・山羊模合・豆腐模合と生活に密着した品々が用いられるのがふつうであった。また、ユイマール^④など労働力を対象とした人足模合・大工模合などもおこなわれていた。廃藩置県（1879）後は、庶民の手近な金融として広くおこなわれ、一部では取扱金額が大きくなり、組織化・営業化して無尽会社を設立するところもでてきた。模合の形態はさまざまであるが、トンシジュチャー（取退模合）と称する宝くじに類似した射幸心を煽るようなものもあった。模合崩れや不正を防止するために、1917年（大正6）模合取締規則が制定されている。〔参〕『那覇市史』第2巻中の7（1979）

現代の頼母子講に相当する模合は、18世紀以前からおこなわれていたらしいが、その起源については、はっきりしない。しかし、貨幣流通が一般化するまでは、農産物・家畜・日常の食品などが模合の対象で、米模合・砂糖模合・山羊模合・豆腐模合と生活に密着した品々が用いられるのがふつうであった。また、ユイマール^④など労働力を対象とした人足模合・大工模合などもおこなわれていた。廃藩置県（1879）後は、庶民の手近な金融として広くおこなわれ、一部では取扱金額が大きくなり、組織化・営業化して無尽会社を設立するところもでてきた。模合の形態はさまざまであるが、トンシジュチャー（取退模合）と称する宝くじに類似した射幸心を煽るようなものもあった。模合崩れや不正を防止するために、1917年（大正6）模合取締規則が制定されている。〔参〕『那覇市史』第2巻中の7（1979）

【現況】戦後は金融機関の整備が遅れたこともあって、全県的な広がりを見せ、1971年（昭和46）当時には総額1000万ドル以上におよび、那覇市では1模合で50万ドルのものも出現してとされる。復帰（1972）後も盛んで、親族、友人同士では一般に5千～3万円が多いが（中略）、ときにはグループの一部が債務弁済を不履行して模合崩れとなり、社会問題になることもある。この種の崩れやすい模合のことを、ファイバー模合とかゴロゴロ模合などと称する。（『沖縄大百科事典』下巻・沖縄タイムス社 1983）

この金融制度が沖縄社会で広く浸透し日毎行われているのはその機能を十分に果たしているからである。

この模合の隆盛を考える時は、沖縄社会の構造とその背景の考察が重要と考える。王朝時代から本土へ復帰するまでの歴史を省みれば明らかのように、他律性の歴史に翻弄されて来たという

史実である。1609年(慶長14)薩摩藩に侵略されて日中両属を強いられ、1879年(明治12)明治政府の廃藩置県後の旧慣温存の結果、沖縄の近代化は立ち遅れてしまう。そればかりではない。1945年(昭和20)アメリカに統治支配されて以来本土に復帰するまでの27年間、自由と自立は抑圧されて生活は一向に好転せず、同じ日本人でありながら本土への往来はままならず、と言う事実は他律性にほかならない。この他律性の歴史と旧慣温存によって金融制度の整備や社会の開発が阻害されていたことが後進性の基になっている。これが当時の沖縄社会の構造であり背景である。ようやく他律性の歴史から脱却を果たし、県土の復興目ざましい沖縄であるが、未だに返還のめどがたたない米軍基地の存在を考えると構造改革、自立経済の路は遙に遠く感ずる。

このような情勢の中で、模合はなぜ衰退せず盛んになって行ったのか。それは模合が沖縄の社会のニーズと風土によくマッチしているからである。沖縄は模合社会と言われる。社会には歴史と文化がある。沖縄には模合文化が存在する。模合は伝統文化とも称される。

■模合は、相互扶助的な仕組みであり、ユーレー(寄合)ともいい、模合の字が史書に出て来たのは1733年であり、薩摩の享保の大御支配の制度が導入されたのではないかということ、模合は18世紀以前から行われていたということ、起源ははっきりしていない。模合崩れや不正を防止するために、模合取締規則^{P30}が制定されていたこと。模合は、土地制度にも関わっていたこと。崩れやすい模合のことをファイバー模合、ゴロゴロ模合と称するということが分かった。ここで、模合を定めた「模合の法」について述べてみたい。

【模合の法】 始立模合法 以助貴家： 本国農工商各 修其業 多蓄資財。雖遭早潦足以防之。至士臣之家頂戴地頭職 並知行高。深豪聖主隆恩。潜修士業。国雅礼法以足觀。但所欠乏者。資材而已。是以国相法司治、設模法、出乎地頭所並知行高米若干。交納倉廩。或二、三十斛。或四、五十斛。毎年輪香流以給一人。相助各家を。不四五年間。可以聚財資用、故始此法

《本国の農夫・工・商は、各々其の業を修め、多くの蓄財を蓄ふ。遭早遭ふと雖も、以て是れを防ぐに足る。士臣の家に至りては地頭職並びに知行高を頂戴し、深く聖主隆恩を豪り潜かに士業を修め、風雅礼法甚だ以て觀るに足る。但、欠乏する所の者は資材のみ。是れを以て国相、法司始めて模合の法を設く。地頭所並びに知行高より米若干出し、倉廩に交納すること或いは二、三十斛、或いは四五十斛、毎年輪流して一人に給し、各家を相助れば、以て四、五年間ならずして以て財廩り資ふべし。故に始めて此の法を立つ(『球陽・尚敬21・卷13』球陽研究会・1974)》

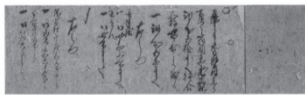
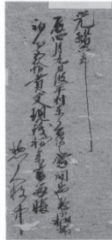
この模合の法によれば、救済は米であること。救済の対象は一般庶民ではなく、士族であること。貰い受けたままなのか、どのように返済したのか、不明である。この法は、当時、蔡温^⑤を中心とする三司官^⑥によって発布された。蔡温は、1732年に32条からなる御教条^⑦を発し、米による相互扶助を奨励している(与並 岳生『新・琉球王統史』③尚敬王(下)新星出版(株)2006)。文中の「斛」は「さか」と読み、量のことで一石。ちなみに当時の三司官の年報酬は80石、親方は40石というから相当の援助である。その当時、貨幣は一般化されておらず、物々交換であったであろうから、二、三十斛というのは士族にとって大きな支えであったに違いない。なお、この「模合の法」が何

時頃まで続き、消滅したかについてはわからない(与那堅亀『沖縄の模合』文教出版 1975)

この、蔡温が発布した沖縄(琉球)初の“模合の法”はその後どのような経路をたどったのか。戦後のアメリカ統治支配中の昭和20年代、沖縄の金融制度が着々進む中、無尽の営業が開始される過程で模合がどのように行われ推移したか、と言う編年史的な考察は出来ていないが、1749年(乾隆14)久米島で模合は行われていたこと(上江洲均『久米島の民俗文化・沖縄の民俗』)。また、1887年(明治20)頃に「金細工=カンゼエーク」という琉球舞踊の11番目に三貫模合が謡われている。また、高良倉吉琉球大学名誉教授は「琉球処分後の明治10年までは近世的様式が近代的様式を含みつつ継続しており明治20年になって近代式様式に完全に転換して行くという変化プロセスを想定することが可能である」と言っている。明治時代以降は、盛んに行われていたことがうかがえる。史料“模合帳(A)・起請書文政三年琉球記録(B)”は、模合の実態を伝える数少ない史料の一つである。

(A) 模合帳
Moicho

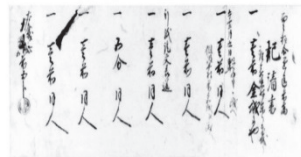
【仲原善忠文庫】



表題に「辰四月九日波平村東り百次之当間にや宅へ相揃銅銭五拾貫文現銭持参留帳」とあり、1880(光緒6)年の年代を持つ。琉球王国末期から近代初頭における模合(庶民金融、方言でムエー)の実態を伝える数少ない史料の一つ。模合の歴史に関する研究は皆無に近く、本史料の分析はこれからの課題である。文中に波平・長浜・伊良皆・儀間・座喜味・上地などの村名が登場するので、読谷山間切(現在の読谷村)で行われた模合であることがわかる。

(高倉倉吉・琉球大学教授(当寺)による注釈)

(B) 起請書 文政三年琉球記録
Kishousho: Records of Moai in Ryukyu 1820
【崎原貢文庫】



模合は相互扶助的な庶民金融の一種である。18世紀前半から文献に登場する。本史料には「文政三年琉球記録」とあり、読谷間切波平の當間方に銅銭二十貫文を持って集まった等の記載がある。(琉球大学付属図書館)

琉球王国末期から近代初期における模合であることがわかる。模合の歴史に関する研究は皆無に近いこともあり、模合の研究は今後に待たれる。

出典：資料(A)・(B)は、平成25年9月4日～9月15日読谷村立歴史民俗資料館で行われた

「琉球大学付属図書館貴重書展『文献資料にみる琉球・沖縄いん読谷』」のパムフレットより

複写許可転載(実物は琉球大学付属図書館蔵)

【金融制度】日本(含沖縄)の金融制度は、明治15年の日本銀行の設立により、通貨・金融・銀行等の整備が図られ近代化された。頼母子講・無尽講・模合もその波に乗って発展して行く。ところが、頼母子講などは、法律の規制をまともに被り衰退して行く。しかし模合は、何の弊害なくますます盛んに行われている。その盛衰の背景は何か。次のように考察してみた。

■銀行の変遷

- *明治15年(1882)日本銀行設立。金融制度の近代化が加速する。
- *大正4年(1915)無尽業法公布。全国の頼母子講はこの適用を受けた。無尽会社続出。不正、詐欺紛い横行。模合は適用されず。
- *大正6年(1917)模合取締規則公布。模合を取り締まるための法律。影響なし
- *昭和2年(1927)普通銀行法制定。
- *昭和6年(1931)無尽業法改定。免許制となる。悪質業者排除さる。
- *昭和26年(1951)相互銀行法制定。無尽会社相互銀行に転換。
- *昭和56年(1981)普通銀行法改正。相互銀行普通銀行へ転換。無尽消滅。
- *平成元年(1989)相互銀行普通銀行へ完全転換。相互銀行消滅。

このように銀行・金融機関が近代化して行く過程で頼母子講は衰退したのである。銀行に取り込まれたのは無尽で、無尽は無尽業法によって無尽会社に。無尽会社は相互銀行法によって相互銀行に。相互銀行は普通銀行法によって普通銀行に転換したという過程において無尽は行われなくなり、頼母子講は衰退し今では殆ど行われていない(P35・図3参照)。

模合取締規則^{P30}は、模合を規制するために施行されたにもかかわらず、模合は衰退することなく盛んに行われている。それは、戦後の荒廃した社会の混乱で金融制度の整備が遅れたこと、依然として残る村落共同体意識と門中制[®]という古いしきたりなど、当時の社会の構造が背景としてある他、薩摩藩支配、廢藩置県、アメリカ軍政の統治による他律性の歴史もその背景として挙げられよう。この他律性からの脱却が相互扶助の精神を甦らせ、模合が庶民金融として定着に至ったのではないか、と思慮される。

■模合取締規則 次に、模合の歴史（P26）に、模合崩れや不正を防止するために「模合取締規則」が制定されたとある。ここで金融制度の変遷及び模合取締規則について述べてみたい。この規則は12条から成っている。当時の社会と現在の社会とは全く情勢が違う。

旧沖縄県模合取締規則

大正6年9月14日 琉球新報所載

本県模合取締規則は大味前知事以来の廳案にて修正を加へ慎重に講究中の処、昨日決定するに至りたるが其の規則は左の如し、因に既成立模合はこれを適用せずと。

模合取締規則（複写）

第一条 法令に別段の規則あるものを除いた他、模合を組織する時は講主または管理人より左の事項を具し、所轄警察官署に届出、許可を受くべし、これを変更するときもまた同じである。講主、又は管理人の原簿住所職業氏名年齢・階合の目的・契約の写し・模合の予定収支計算書・筆者を置く場合は其の住所職業氏名年齢

第二条 契約には左の事項を定むべし
一 事務所的位置・開会の日時場所・総口数並に一口の金額・模合の存続期間・模合の方法及加入者の権利義務に関する事項・講主又は管理人の責任に関する事項・講主又は管理人、筆者等の報酬手数料其の他利益に関する事項・席料その他雑費の支出の方法・模合金品の保管方法・違反者処分に関する事項・加入者の脱退缺口に関する事項

第三条 許可を受けたる時は速やかに模合を組織し10日以内に加入者の住所、氏名、年齢、口数を所轄警察官署に届出るべし、許可を受けたる時より60日以内に模合成立せざる時は許可は其の効力を失う、但し所轄警察官署の許可を受けたる場合は此の限りに非らず

第四条 左記の各号の一に該当する模合はこれを許可せず、模合の存続期間5年を越ゆる者、模合の給付金千円を越ゆるもの、模合の口数百を越ゆるもの、模合の方法又は目的公安を害し若しくは不確実なりと認むる者、講主又は管理人不適当なりと認むるもの。

第五条 講主又は管理人は模合に関する帳簿を備へ、開会の都度金品の収支及現在高を明記し、支出に関しては一事件毎に証明書類を徴し置くべし、加入者又は利害関係者に於いて前項の帳簿書類の閲覧を求めたる時は之を拒むことを得ず第一項の帳簿に予め所轄警察署の検印を受くべし。

第六条 前の帳簿書類は講主又は管理人に於いて模合の満了又は解散前10年間之を保管すべし。

第七条 警察署に於いて必要と認むる時は前条の帳簿書類提出を命じ又は警察官吏をして臨時検閲せしむる事あるべし。

第八条 模合加入者又は其の加入口数に異動を生じたるときは、講主又は管理人より10日以内に所轄警察署に届出つべし。

第九条 模合満了又は解散したるときは講主又は管理人より1ヶ月以内に届出納明細を添へ所轄警察署に届出づべし。

第十条 模合方法又は目的公安を害し又は講主若しくは管理人本則に違反し又は模合に関し、不正の行為ありたる時は許可を取消す事もあるべし。

第十一条 誇大又は虚偽の事項を表示し、若しくは強いて模合の加入を勧誘したる者は30日未満の拘留、又は20円未満の科料に処す。

第十二条 本則施行の際、現に存続中の模合には本則第一条乃至第四条及第五条中帳簿様式に関する規定を適用せず。但し講主又は管理人は本則施行の日より1ヶ月以内に左の事項を所轄警察署に届出つべし。本則第一条及第二条各号事項、模合組織の年月日、模合加入者の住所氏名、口数及掛込の区別前項の届出を怠りたる者は20円未満の科料に処す。

大正六年九月十六日県令第二十二号公布。
全年九年二十一日より施行。

現在の模合は無届であり、往時の模合は警察の厳しい統制下で行われていたことが分かる。先ず、警察署に届けて許可を得る。第二条において模合を開始する時の届け出の事項をこと細かく規定している。主な事項を抜粋する。模合を開くことが如何に責任重大であるということが分かる。

講主・管理人の原簿・住所職業氏名年齢・合の目的・契約の写し・模合の予定収支計算書・筆者を置く場合は其の住所職業年齢等を届け出書に記載して届け出る。

第二条契約には事務所的位置・開会の日時場所・総口数並に一口の金額・模合の存続期間模合の方法及加入者の権利義務に関する事項講主・又は管理人の責任に関する事項。講主又は管理人、筆者等の報酬手数料その他の利益に関する事項・座料その他雑費の支出の方法・模合金品の保管の方法違反者処分に関する事項・加入者の脱退 缺口に関する事項。

第三条は、一、二条で揃えた届け出書を提出し、許可を受けたる時は速やかに模合を組織し10日以内に加入者の住所、氏名、年齢、口数を所轄警察署に届出るべし、許可を受けたる時より60日以内に模合成立せざる時は、許可は其の効力を失う。

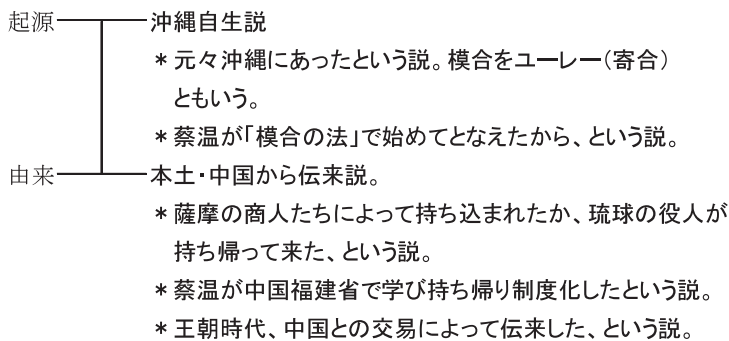
第四条では模合の存続期間5年を越ゆる者、模合給付金千円を越ゆるもの、模合の口数百を越ゆるもの、模合の方法又は目的公安を害し若しくは不確実なりと認むる者、講主又は管理人不適当なりと認むるもの。の時は、許可しない、ことになっている。その他の各条項については左の規則を参照されたい。

現代の模合に照らし合わせても、あの当時の模合が如何に厳しいものであったかを知り初心に戻って反省し、罪過無きように正そう。

模合取締規則について幾つか条文を見てきたが、例えば、警察署の許可を得ること、講主の住所・職業・年齢などの他、予定収支計算書、届け出たら60日以内に模合をすること、開催しない時は許可が無効になる、などとする決まりごとは現在では考えられないことであり、警察署の許可を得て始めて模合が開けるというのは罪過を防ぐ意味では賛成に値するが、現在、果して受け入れられるかどうか疑問の湧くところである。しかし、模合の方法及び加入者の権利義務に関する事項や座料その他雑費の支出の方法、違反者処分に関する事項については、納得するところである。模合は時代とともに大きく変化をし、その時代に合った模合の型式に変容していることが分かる。

【模合の起源・由来、語源、呼称】

■起源・由来:起源は、明らかではない。発生は1733年の「模合の法」とされる。これは史書(球陽)に模合の法を設く、と記載されていることが根拠とされている。起源・由来について、沖縄の人達が模合の座で話していたことを紹介する。



史書球陽に、模合はたのもし、寄合、揺会とも言う、と記されている。この揺会は中国・台湾系である。中国からの伝来はあったかもしれない。

■語源:模合と言う語は、辞書には載っていない。琉球王府の公用語?か。はたまた、沖縄限定の語なのか。歴史に答えはないし、分からないのである。一般的には、船を繋ぎとめるという(舫(ほう) = もやい)が転じて出て来たと言われている。“もやい”で仕事をするとか、舟を「もやう」というふうにする。舫というのは、舟と舟を繋ぎ合わせて荒波に負けないという意味で、一艘より二艘三艘の方が荒波を乗り切れる、という意味に使われる。

模合と言う語には「結ぶ」の意味を含んでいる。例えば、船が入港すると接岸する。その時、綱を投げて結んでもらう。その綱のことを「モヤイ綱」といい、この結びを「モヤイ結び」と言っている(図1参照)(Iグチ・ケオ『結び方の本』日本実業出版社・1984)。語源については、是れ、という定説はないが、この“舫”が有力視されている。

■呼称:模合と言う語が、史上に出たのは琉球の史書「球陽」である。王朝時代の1733年尚敬王21年蔡温を中心とする三

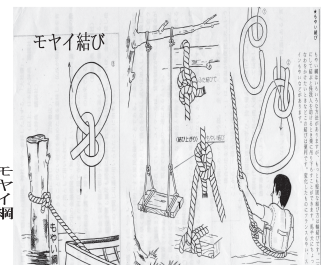


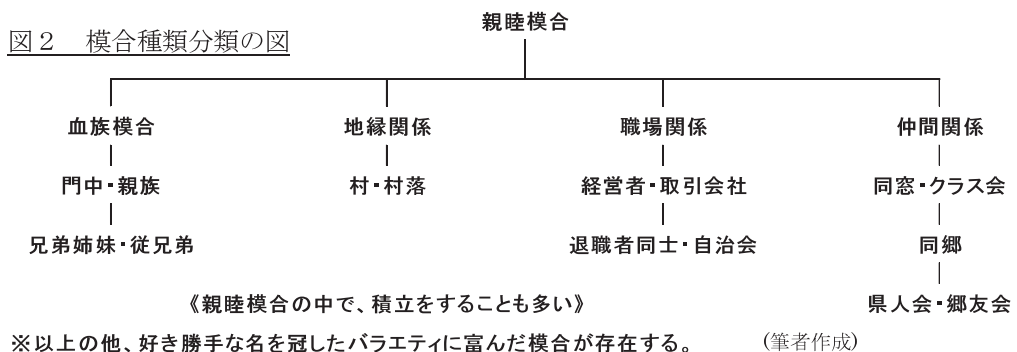
図1 モヤイ綱・結びの図

司官によって発布された。「始めに模合の法を立ててもって貴家を助く」に模合の字句が出ている。しかし、「もごう」とも読めるし、「もあい」とフリガナもない。何処から仕入れて来たのか分からないし、何故「もあい」と言うのか不明と言わざるを得ない。けれども、ユーレー（寄合）、ユイ（結い）（ユイマール＝イーマール）が変形したと言う説もある。本土には、模合よりはるか昔に頼母子講・無尽講と言う庶民金融があり広く親しまれ模合に機能が類似していることから、この語が使用されても・・・と思うのだが「模合」となっている。かつて、模合はむえー・むえーぐわー・ゆーれー・ゆーれーぐわー・たのもし、などと呼ばれていたが現在は模合に統一されている。ちなみに中国では揺会、韓国では契、台湾では互助会又は會仔と言う。

III 模合の種類と仕組み

金融機関を頼らず（模合を主とした時）、手っ取り早い資金調達の方法として模合を発起し、或いは加入して苦境を脱したと言う事例は、沖縄の各地において聞くことが出来る。例え一時しのぎの生活費の不足を補う為にも模合は有効に利用されている。急にお金に困って、模合に助けられたと言う話は模合の座席でよく聞く話である。模合は飲食店で開かれることが多い。レストラン、寿司店、喫茶店、居酒屋など飲食の出来る所であれば何処でも良く、特に、居酒屋はベストのようである。模合の日には、それぞれの飲食店は大賑わいである。

月に一人で、三つ四つ模合に加入して利用している模合の種類は如何程あるでしょうか。模合は相互扶助のために行われる。助け合いのない模合は存在しない。現在、模合の殆どは親睦模合である。模合を介して色々な情報を交換し合っている。例えば、子供の学校のこと、家のリフォームをするので業者を紹介してくれとか、色々な失敗談とか、スマートフォンを操作しながら流れてくる情報を見せ合いながらその情報に一喜一憂しながら思い思いに過ごすひとは、模合人にとっては親睦の領域なのである。下図は（便宜上に）模合を分類したものである。



【模合の仕組みと機能】

■**発 起**:簡単なようで難しいと言われる。往時は、困窮者が発議し、地域で信用の高い人に講員(加入者) 集めを依頼した。生きるための生活扶助が模合の原点であるため、困った時のなんとやらで、この精神だけは昔も今も何ら変わっていないようだ。現在は、誰もが自由に発起出来る。ただ、加入者が集まるかどうかである。発起人(座元=親=勢頭)の信頼・信用・資力が基準となる。この中で一番は、信頼・信用である。こう言う人が加入を呼びかければ加入者を多く集めることが出来るし集まって来る。すると、目標の金額は容易に工面することが可能となる。また、信頼・信用と言うのは座元と加入者、加入者同志の信用・信頼も重要である。この互いの信頼関係は模合が持続する限り壊してはならない絆である。模合は、信用・信頼のおける座元の下で行うことが一番安心なのである。

■**仕組み**:発起時の講員(メンバー) 12名。〇〇模合会名で拠出金(模合金)例えば1万円。飲食代2千円。取り順・開催日時を決め、いよいよ初回のスタートである。

初回は座元が受け取る。2回目からはあらかじめ決めた順送りで受領し、残りの11名が受け取り終わった時、この模合は終了する。そして、次回も同じメンバーで同じ要領で続ける事を決めるのである。一応けじめをつけ、そして再び出発する。このことをうやむやにしないことである。模合は、世界に類のない沖縄独特な相互扶助制度である。



(昨今の模合座の様子)

本土の頼母子講の機能と模合の機能が類似していることから、模合は頼母子講を模しているのではないか。薩摩藩の享保の大御支配の制度を導入したと言う説もあり、断定する説のないことを考えると、模合の来歴ははっきりしないのである。

模合には、積立式、配当式、入札という方法がある。一般に、模合の金利は銀行よりも高いと言われている。銀行の利息は法定であり、模合の場合は他律性であり、是が非でも落札したいと言う念が強いため、利息が高くなる傾向にあるようである。ちなみに、利息に関し加入者(落札者)ごとの実質支払い利息又は受け取り利息についての計算例を挙げると表1のようになる。これは、配当式の例である。

表1 配当式の支払利息と受取利息の計算

回次	落札者	入札金	入札配当金 a	給付金 b	支払掛金 c	実質支払利息(d) 又は受取利息 a-(c-b)
1	座元	0	0	100,000	100,000	0
2	A	16,000	0	84,000	100,000	△16,000
3	B	14,000	2,000	86,000	100,000	△12,000
4	C	12,000	4,000	88,000	100,000	△8,000
5	D	10,000	6,000	90,000	100,000	△4,000
6	F	8,000	8,000	92,000	100,000	0
7	G	6,000	10,000	94,000	100,000	4,000
8	H	4,000	12,000	96,000	100,000	8,000
9	I	2,000	14,000	98,000	100,000	12,000
10	H	0	16,000	100,000	100,000	16,000

例えば、3回次に落札した加入者Bの場合は、98,000円(c-a)を支払い、86,000円(b)の給付金を受け取ることになる。つまり、Bは12,000円の利息を支払って、86,000円を調達したことになる。

これは、配当式の例である。

配当式では、落札者が入札に際して支払った入札金を、未だ

に落札していない加入者全員へ当該回次で配分してしまう方法である。この方法の場合、落札者は入札金を落札回次だけ全額支払うので、掛金そのものは落札前も落札後も同額となる。

積立式は、落札者が入札に際して支払うこととした入札金を、落札回次以降、掛け金に加算して最終回次まで支払う方法である。落札者は、全加入者数に一口当たりの掛け金額を乗じた金額に既落札者の支払った掛増金を加えた額を給付金として受領することになる(小澤 潔「研究誌『会計検査研究』創刊号～第10号」第3号 庶民金融と会計検査特に沖縄の模合について)。

【頼母子講・無尽講について】

■頼母子講は、模合と機能が類似していることから、模合の研究資料として欠くことができない。大正年間頼母子講は、無尽業法の規制を受けた。銀行・金融機関の整備がなされたこともあって、次第に衰退して行く。

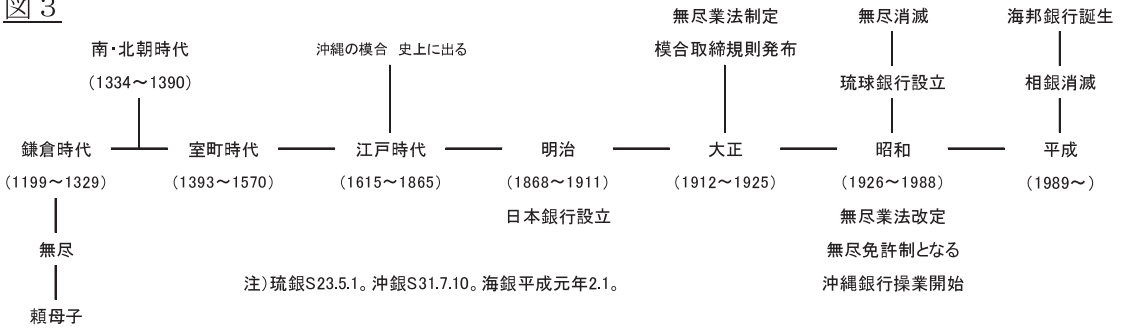
頼母子講は、1275年鎌倉時代に発生し、江戸時代に全盛を極めていたという。困窮庶民を救済し、相互に助け合う精神の下に機能していたとされている。庶民が金品を出し合い、これを必要とする者に融通するもので、模合に類似している。

■無尽は、1255年・鎌倉時代に頼母子講より20年前に発生し、独特の金融方式として頼母子講と共に親しまれた庶民金融とされている。無尽は本来仏教語で、尽きることのない財宝を納めた“蔵”を意味し、仏法が無限の功德を有することを蔵に例えた語として用いられた。別に、寺の中の金融機関を「無尽蔵」と言った。そこで金銭を蓄えて飢饉の際の貧民救済に、また、利息を得て寺の伽藍の修復の資金などにした。これが後の無尽・無尽講の由来である(語源辞典 講談社)。この時代、質屋も出現しており、庶民的な金融として利用されていた。質屋から所要のお金を借用すると利息が付く。質屋へは、“担保”が必要である。この担保に見合うだけの額が借りられる訳である。その時、担保である物(質草)の預かりの証書(預り証)が渡される。借入金返済する時、現金とこの預り証と一緒に差し出せば担保物が戻って来る仕組みである。ただし、期限までに借入金を返済しないとすべての権利を失い担保物は流れてしまう。これが質流れ品となるのである。無尽と質屋は同類の庶民金融とされている。困窮者・貧民を救済するが無担保、無利子ではなかったのである。

■講：頼母子と同様な機能を持っている。古くは、仏教用語として用いられていた。信仰や社会的扶助協力を目的とした社会集団で仏典の講義のための会。その団体。同じ信仰で結ばれた団体で神社や寺へ参詣したりする(『語源辞典』講談社)。これが後々、頼母子や無尽と結びついて金融団体化して行くことになり。頼母子・無尽に“講”が結びついて、頼母子講・無尽講として現在に至っているのである(『広辞苑』岩波書店)。

歴史的に、庶民金融の先駆けとして無尽があり、無尽は質屋に繋がり、頼母子は困窮貧民同士が相互に助け合う精神が基になっており、模合の精神とも一致する。沖縄の質屋については把握していないが、模合の隆盛に押されて、その数は激減していることは想像できる。図3は無尽・頼母子・模合・金融機関等の年代別の発生を示したものである。

図3



無尽・頼母子・模合・金融機関等発生を図 (筆者作成)

【模合の機能と役割】

模合の機能の代表的なものは親睦機能、資金調達機能、利殖機能等が挙げられる。これらは全て相互扶助機能を内包していなければならない。相互扶助は模合の原点なのである。

急にお金（資金）が必要になった人が、銀行（金融機関）や他のどこからも借りられないと言う時に模合を自ら発起するか、他の模合に加入すればいいのである。模合を発起した座元は、初回に模合金を受領することができる。次にどうしても欲しい人は、自分の苦しい立場を相談すれば、模合の互助精神は通ずるはずである。模合仲間はきっと貴方を助けるでしょう。模合は資金需要を満たすための扶助制度であるため原則として担保も保証人も必要としないし、面倒な手続きもない。これほど有利な条件でお金（資金）を工面出来るのは、模合だけが持つ唯一の機能である。

模合の持つ機能は全て相互扶助であり、これが模合の特殊な精神であり性格である。模合を発起し、或いは加入して日々の生活費の不足を補い、家計を扶助し合うことを目的とするならば、模合の役割は極めて大きい。また、模合は、沖縄の生活の形態や庶民金融を考える上で無視出来ないほど大きなウエイトをしめ、地域社会に与える影響は大きい。

模合は次の機能を備えた機関（組織）である（与那堅亀『沖縄の模合』文教出版 1975）。

(1) 親睦機関である

この親睦こそ模合が有する最も沖縄の人々に適した機能である。模合は単なるお金を融通し合うというだけでなく、仕事のこと、学校のこと、子育てのこと、人生・健康のこと等々について情報を交換し合ったり、特に、年配者（高齢者）にとっては模合に参加することによってストレスを発散させ、お互いの健康を讃え合う場として生き甲斐すら感じている方もおり、沖縄が長寿県として称賛されている背景には、食や気候風土の他に模合の存在は否定出来ないのではないかと。現に、模合を楽しんでいる人とそうでない人とでは、模合を楽しんでいる人こそ健康であるという医学的な調査報告もあ

模合する人ほど健康
今堀仁の高齢者 琉大白井氏調査

情報集め安心感 仲間いる充実感

参加者の年齢	65歳以上	1.00
参加者の性別	男性	0.61
	女性	0.56
参加者の収入	月2万円未満	1.00
	月2~3万円以上	0.91
	月3~4万円以上	0.54

記事A 2013.2.19 沖縄タイムス

る（記事 A）。正に、模合座は、親睦的な交友の場であると言える。

(2) 相互扶助の機関である

模合の目的の一つは、少額の掛け金で一時的にまとまった資金を調達することにある。模合の取り方は入札もあれば抽選もあるが、実際は話し合いの順送りが主流である。仮に途中脱退者が出て全員で脱退者分を公平に負担し合うとか、或いは一度解散して改めてやり直すか。こうまでして相互扶助の精神を全うしようとするところが、模合の特徴であり、沖縄の人々の気質であろう。

(3) 借金機関である

模合は最初に取り人（主に座元）は、初回の掛け金はいらず、お金（模合金）を受け取ることが出来る。これは、借りるという事である。いわゆる複合債務であり、まさしく借金である。総人数 10 名なら 9 名から借りたことになるのである。また最終の受け取る人を除けば、他の会員は必ず一回は借り受ける仕組みになっている。故に、借金機関である。

(4) 貯蓄機関である

模合を最後に受け取る人は一回たりとも模合金を借りることはない。初回から最終二番目まで、全額積み立て貯金をしたのである。二番目からの会員は、一度は必ず債務者である。最後には何人かの債務者より返済を受けるのであるが無利子ではなく、所定の利息は返ってくる仕組みであり、立派な貯蓄機関である。

IV 模合と沖縄社会

模合が沖縄経済にどう関わっているか、と言うことについて述べてみたい。

経済が停滞し不景気風が吹き荒れると、真先に困るのが一般庶民であり、零細企業である。おそらく銀行は貸し付けを渋るだろう。こうなると、庶民の間に、相互扶助的な資金の捻出方法が登場するのは当然である。その意に叶うのが模合である。模合の実情は把握するのが困難であるが、10 人中 7, 8 人（推定）は模合をしていると言われているから、相当の人々が関わっている。資金繰りを模合に頼っている企業も多い。仮に、倒産の憂き目に合い、銀行から融資が受けられないとしても、模合があるじゃないか、と言う風潮は確かなようである。模合が人々の間に盛んになると、金融機関銀行としても、タンス預金が増え預金も借り手も減るのではないか、と言う不安を抱くかも知れない。まかりまちがえれば金融業界を揺さぶり、経済混乱を誘発することになれば一大事である。もし金融機関が模合を嫌うとしたら、このことが原因になるだろう。ちなみに、沖縄相互銀行（現沖縄海邦銀行）の調査によると、模合に運用される資金の量は 1185 億円に上るとされている。これは 35 年前の調査であるが、現在、どれくらいの資金が模合に運用されているか定かではないが、今も模合が盛んに行なわれていることから、多額の資金が模合に運用されていることは確かであろう（『沖縄県模合実態調査』沖縄相互銀行・昭和 54 年・1979）。

模合は、金融法違反とか、所得制限法に抵触しているとか、もぐり金融業とかいろいろと揶揄されながらも、庶民金融として人々に重宝されている以上その隆盛ぶりは衰えることはない。模合の持つ経済力は沖縄経済の基層である。

【模合と倒産】 沖縄の企業倒産は、模合と関係はなさそうだが、大きく関係している。模合が連鎖倒産を誘発するケースが多いからである。例えば、建設資材会社の倒産なのに、菓子メーカー、ふとん販売会社、果物店などが関係してくる。まったく、業種の違う会社なのにどうしてなのか。それは彼らが模合グループを形成しているからである。つまり、建設会社の社長が模合を発起して座元（親）となり加入者を募ったところ、菓子店の経営者、ふとん店及び果物店の経営者や他企業等の経営者10名が集まった。

この10名で「〇〇模合会」で毎月一回、掛金一人50万円、助け合い模合なので希望順で落札する仕組みで始めた。この模合が6回目の時に座元（親）の建設会社が意に反して倒産してしまい続行不能となってしまった。落札した人5名（250万円）、未落札者5名（250万円）という内容の倒産である。この未落札者5名の債権の処理が今後の課題である。

このように、倒産も意外な方向に展開する。本土の連鎖倒産は、商取引のある企業から発生するが、沖縄では模合を通じ、業種の異なる企業から発生することがあるのである。

相互扶助・親睦が目的だった模合が、72年の日本復帰後、企業の資金調達や利殖に利用され、質が大きく変わって来ている。銀行借入れで企業運営しておれば、倒産の被害は最小限に喰い止められるが、模合が絡むと、被害はますます広がって行く。

仮に銀行取引停止処分を受けても、営業を続けている。というよりも、続けられる経済構造になっている。不渡りを出しても、何とも思っていない。これでは、経営者は努力しないし、厳しさも欠けてくる。模合は、沖縄の経営者にとっては悪習と言わざるを得ない。そのような土壌から競争意識は生まれるはずがない。それを打ち破る役目を果たしたのが本土復帰なのだ。沖縄という地域は、身内意識が非常に強い。島国ゆえ、互いに助け合わなければ食べて行けない。被支配者の時代が長かった故に島ぐるみの互助精神が生きるための支えだったのである。

沖縄には「島ちゃび^⑧」という言葉がある。離島苦を意味する。本島にも「島ちゃび」はある。当時の離島には現金収入を得る労働はなかった。本島も等しくなかったが離島の苦（ちゃび）はもっと苦しかった。かつての沖縄には抑圧と搾取の歴史があった。貧困な庶民が行き抜くためには互いに助け合わなければならなかった。日本復帰以前、近代経済的社会的訓練を受けていない（自由競争に弱い）県民にとっては、企業や個人の経済基盤は弱い。それ故に金融機関と模合を併用しなければやって（食べて）行けない。模合が崩れると県内経済は零細企業中心に混乱しかねない。模合という互助制度に頼ることより、競争意識の高揚を図ることが重要である。

かつて、沖縄には倒産という言葉はなかった。商取引上の決済はL/C（信用状。輸入業者の信用を保証するため、銀行が発行する信用証書）か現金。この商習慣からは倒産は発生しない。

沖縄は、27年間のアメリカ統治を終え昭和47年5月15日本土に復帰した。その時から沖縄の倒産劇が始まる。「倒産」という文字は復帰によって導入された。沖縄が本土に帰るといことは、

沖縄経済がまぎれもなく本土経済圏に組み込まれることを意味する。復帰を境にさまざまな商習慣が本土から沖縄に流れ込んで来た。その第一が“手形”である。この“手形”が“倒産”を産み出していく(大城光男『沖縄の企業倒産』光文社・1988)。

このように、銀行取引停止による倒産もあれば、事実、倒産していても模合で立ち直った企業のあることもまた事実である。沖縄の本土復帰を記念して開催した海洋博覧会の企業倒産時も模合がその苦境を救った、と言う事実もあるのである。

【模合と家計】 経済社会では、家計は、労働を供給して賃金所得を得る。家計は収入のすべてを消費するのではなく、長期、短期の生活設計の予想のもとに収入の一部を貯蓄するのである。所得から消費を引いた残りは貯蓄である。貯蓄は銀行預金や現金或いは株式などの有価証券の形で保有される。銀行預金の形を取る場合、預けられた資金は、他の消費者や企業に貸し出される。銀行から資金を借りた者は、それを消費や投資に用いる。預金者の貯蓄が銀行を経由して他の人々の消費や投資に使われるのである。預けられた資金は、銀行によって運用される。通常家計は、支出以上に収入があり、その意味では家計は黒字と言われる。家計はその黒字を銀行貯金、保険、模合で運用している。模合への拠出金は家計から、落札した模合金は、家計費に組み込まれるのが普通である。そこに家計→模合→企業と流れ、循環するのである。模合は家計を助け、家計は模合を助ける、という沖縄特有の金融方式が存在している。

【模合崩れと非対称情報】 相互扶助・親睦が主の模合が崩れるのはなぜだろうか、不思議に思う。模合崩れはそう簡単に起きるものではない。しかし、往々にして崩れが発生するという。過去に、那覇のある主婦は、自分が座元となっている模合を崩し、数口を残したまま約五万ドルを持ち逃げした。那覇の美粧院店主、洋裁店主らによる六億円崩れ、石垣市のバー店主による二億円の崩れ、沖縄市の商店街みやげ品店経営者の妻が座元だった模合が崩れた。座元の被害は二億だったが、商店経営も失敗、数億の負債を抱えて倒産・破産した(比嘉朝進『戦後の沖縄世相史』暁書房・2000)。

これらの模合崩れに共通している点は、先ず高利であること、座元が何箇所かの模合に加入していること、月に二回開いていること、座元が模合総額に値する資産(崩れた時の弁済に当たる)がなかったこと等が背景として考えられる。そもそも模合は、個々人互いの信用信頼で成り立っているものである。こういった大口の場合は、模合を生業としている、いわゆる“むえーうくさー”と言われる人達が関わっていることである。一人が何口も掛け持ちしている模合は、ゴロゴロ模合と呼ばれ警戒に値する。

少額の親睦模合が崩れることは殆どない。例えば、模合の掛金を不納すると、それは社会的信用を失うことであり、狭い地域の中では全体の生活からはじき出されることになりかねない。今日、こういう問題が起きないのは非対称情報の問題がうまく解決されているからである。まず、お互いが比較的よく知った者同士であるためリスクの判断が容易である。模合の存続に悪影響をおよぼすと、狭い地域ですのでモラルハザードがおきにくい。こういう事を自覚している人、あるいはそのことを念頭に人選をすれば模合メンバーとして最もふさわしいのである。このように模合は、非対

称情報の問題がうまく解決されていることが重要であり、企みがあってはならない。万一、模合が崩れた時、後くされがないように解決する方策を考えておくことも肝要である。

V 模合と人間関係

沖縄には昔から互いに助け合うという精神が、いつも心の支えになっている。困った時には我が事のように寄り合って救いの手を差し伸べてくれる。この相互扶助の精神が模合を育てて来たのである。模合が廃れることなく今日なお隆盛を極め続けているのは、この精神の賜物である。なぜ沖縄の人々はいざと言う時、何処からでも駆けつけて来られるのか。沖縄の人々のヨコの繋がりは見上げたものである。

そんな沖縄社会の模合を考えると、お金に困っているから模合をするのか、模合のために集まるのか。何れにしても、お金に困っている人と困っていない人が一体となっていて行われているところが模合の妙味である。お金に困って金欠病を患ったときに模合が治してくれるのなら、実に有り難いことである。

沖縄の模合社会では、模合への加入に誘われる人となかなか誘われない人とでは、友達付き合いの度合いのバロメーターになるという。ところが、模合をする人としらない人がいる。する人は期待があり、しない人は興味が無いか、裏切られたかである。模合には掛け金が必要だ。掛け金は人によっては一月一万二万円だったり、三、四、五万円だったりする。日頃、家計にそれ程余裕のない方のことを考えると、模合はある程度の金銭的余裕がないと難しいような気がする。「日常生活の余裕を以て貯蓄と云う意味であるならば模合も強ち悪くはないが今日模合といえば貯蓄の意味を離れて遣り繰りの意味に使われている(『琉球新報・金口木舌 模合の説』大正3年9月26日)。模合は確かな資金計画で発起したり、加入することをお勧めする。これが模合崩れを防ぐ道と思うからである

誘われ方は、模合への加入か、呑みに来ないか、の何れかである。出席すると人脈が広がり有益である。純然たる社交の場、情報収集の場となるのである。

模合には飲食が付きものだ。沖縄の人々は酒が好きだ。酒を呑む頻度が多いように思う。陽気である。少しでも酒が入ると尚、陽気になる。酔うと誰しも陽気になるが、酒癖の悪い人もいる。しかし、模合座にはそんな人はいない。模合の座は親睦交友の場であると自覚しているからである。模合は、人と人の絆を強くする接着剤の役目も果たしている。と言っても過言ではない。これも模合の魅力の一つである。模合はこのような県民性と気質と土壌が好きなのである。

【債権と債務と課題】模合が崩壊すると、大なり小なり、罪過のあることも事実である。模合は発起人たる座元＝(親)と加入者との間、加入者同志の間にそれぞれ債権・債務の関係があるにも関わらず、その保全が明確にされることなく、お互いの暗黙のうちにに行われていることが大きな問題である。そのため事故が発生すると解決が難しくなってしまうのである。模合は運用の仕方によっては良くもなり、悪くもなる。

模合崩れによって発生した債権・債務処理の問題を巡って、仮に民事訴訟が起こされる可能性

は高いと思うが、裁判になっても権利義務関係が複雑で互いにかみ合った糸をほぐすには時間がかかるなどの模合の持つ性格上なかなか困難な気がする。座元や原因者を警察に訴えても、民事不介入で受理は困難ではないか。結局、債権者も債務者も権利を失い、債権者は泣き寝入りで幕、ということになってしまうのである。模合は開始時から債権・債務の保全を明確にすることが肝要である。

模合は本来、金銭的弱者救済扶助的なものであるから加入者を信頼し、担保や保証を取るようなことはしない。それだけに模合を発起する座元の人徳は欠かせない。親睦を主たる目的としている模合なら崩れる率は低いと思うが、事業資金調達いわゆる金融模合は、無担保の高利金融であることから、事故（崩れ）が発生する危険性は高い。仮にこれらの事業者が加入している模合が崩壊すると、ただ一社だけの倒産では済まないことがある。複合倒産である。模合崩れで倒産した事業者が銀行から融資を受けていた場合銀行への返済が出来なくなる可能性がある。銀行から取引停止処分を受けることになりかねない。そうならない為にも、無理に模合に依存することは極力避けたほうが賢明と言える。

一方、崩れるはずのない少額の親睦模合が崩れると、その原因をつくった会員との間に思わぬ亀裂が入り、折角の友情（信頼）が崩れ去ってしまう。そうならない為には、資金計画を立てて無理をしないことである。先ず、模合落札後、確実に模合金を納めることが出来るか考えることである。そして、何に使うか。生活資金か。車検費か。負債の返済か。貯蓄か。等々と模合金の行方を考えることである。

VI おわりに

本稿は、「沖縄社会における模合に関する考察」がテーマであり、模合がどのような経路で沖縄の人々の金銭融通機関として定着に至ったか、ということをはっきりと明らかにすることであった。そこで、この模合論を経済学の視点で考察を試みたのであるが、考察不足がたり、その結果、論点が分散し、肝心のテーマから逸脱して内容にばらつきが生じていなくもない。

なにしろ、テーマが本県特有の地域限定的な事項であり、模合を歴史的に解明した文献に会うことが叶わず、模合の来歴を証することが出来なかった。執筆に当たっては可能な限りの資料を参考にしたつもりであったが、資(史)料の多用に欠け満足に至っていないことに悔いが残る。それ故に、事実と反することや誤記述があるかも知れない。その時は、筆者の勉強不足に起因するものであり、ご容赦を願うものである。

模合を個の学問と考えると、マイナーである。それは模合の歴史ではなく仕方(方法)のみを知り尽くしているからである。相互扶助だ、親睦だ、と日々楽しんでいる模合であるが、歴史的事となるとなかなか答えられない。伝統文化は正しく継承されなければならない。蔡温が1733年に発布したのが始まりと言うだけでビックリする。模合は借金ですよと言っても、げんげんな表情をする。模合は、楽しむだけで満足である。模合の歴史には本当に興味はないように思われる。その意味で模合はマイナーである。これは沖縄の人々が模合の生立ちに無関心なことと併せて、学術的な研究や文献のないことがマイナーと言わせる理由である。

模合は、労働交換→物々交換→貨幣による互助→金銭(貨幣)模合と言う風に変容して来た。模合はそう言う過程で形づくられ現在に至り、家計を助け企業の資金繰りに利用されていたのではないかと考えている。今、模合は、かつての生活維持から親睦へと変容し、企業の資金繰りは減少しているというのが風評である。

模合はウチナーンチュ(沖縄人)の居(住む)ところ、世界のどこでも存在するという(記事B)。沖縄人が生きていく限り、模合は廃ることはないでしょう。(沖縄経済環境研究所 特別研究員)

模合結成 親睦深める

県出身者ら会話弾む

イギリス
【10月】那覇市浦添区にある「イギリス人会」の会合。森田さん(左)が挨拶。森田さん(右)が挨拶。森田さん(左)が挨拶。森田さん(右)が挨拶。

4回目となった10月15日は、森田さん(左)が挨拶。森田さん(右)が挨拶。森田さん(左)が挨拶。森田さん(右)が挨拶。



森田さん(左)が挨拶。森田さん(右)が挨拶。森田さん(左)が挨拶。森田さん(右)が挨拶。

記事B 2014.12.29 沖縄タイムス

(注)

- ①琉球は王主権の国家形成をしていた。いわゆる琉球王国として内外に認知されている。よその国から見ると、琉球は国であるので本稿では“他国”と表記した。
- ②実録風に編修された編年体の琉球の正史。正巻 22 巻と附巻 4 巻からなる。(球陽)という語の(球)は琉球の意、(陽)は接尾美称。
- ③第二尚氏王統 13 代の王。在位 39 年 (1713 ~ 51)。尚益の長男。名乗は朝系。8 歳で読谷山・久米久志川両間切を拝領し読谷山王子と称し、10 歳のとき中城間切を加封されて中城王子と改称した。1713 年 (康熙 52) 父のあとを受けて 14 歳で即位。
- ④賃金の支払いをとまなわない労働交換の慣行。たんにユイ(結)ともいう。生産力の水準が低く、労働力が賃金で評価されない段階では、他所からの労働力の受け入れに対して、労働力をもって返す方法がとられた。この労働力のやりとりは、血縁・地縁で結ばれた数戸の農家同士でおこなわれる。一般的には共同的、相互扶助的なものとしてとらえられている。
- ⑤三司官。具志頭文若。具志頭親方とも呼ばれる。蔡温は唐名。
- ⑥首里王府の職名および位階名。漢名で三法司、法司官といい、俗に世あすたべ・阿可多部・あさたべ・御さばくりともいう。三司官は、1. 蔡温 = 具志頭親方文若、2. 尚和声 = 伊江親方朝騎、3. 毛乘仁 = 高原親方安満
- ⑦ 1732 年 (尚敬 20) 11 月、蔡温から立案、文書奉行豊川正英が執筆。摂政・三司官の連名で評定所から発布された文書。いわば王府の道德書。評定所は具志頭親方、美里親方、伊江親方、北谷王子。
- ⑧始祖を共通にし、父系血縁 (沖縄ではシジという) によって結びつく集団。そのおもな機能は祖先祭祀であるが、共有財産の運営母体や日常的な親睦団体としての機能を有している例もある。
- ⑨ちゃびは、ムエーグワーのグワーに相当する。グワーは親しみを込めた呼び方である。小さな島の者たち。可愛いという意味。そういう意味を込めて離島苦のことを「島ちゃび」と形容した。

(引用・参考文献)

1. 『沖縄大百科事典』(上・中・下巻) 沖縄タイムス社・1983)
2. (与並岳生「新・琉球王統史」⑬尚敬王 (下) 新星出版 (株)・2006)
3. (小澤潔「研究誌『会計検査研究』創刊号~第 10 号」第 3 号 庶民金融と会計検査 (特に沖縄の模合について))
4. 『語源辞典』講談社)
5. 『広辞苑』岩波書店)
6. (エキグチ・クニオ『結び方の本』日本実業出版社・1984)
7. (大城光男『沖縄の企業倒産』光データシステム・1988)
8. 『球陽』球陽研究会・1974)

9. (与那堅亀『沖縄の模合』文教出版・1975)
10. (比嘉朝進『戦後の沖縄世相史』暁書房・2000)
11. (上江洲均『久米島の民俗文化・沖縄の民俗Ⅱ』)
12. (月刊『青い海』6月号・第11巻(「第5号・通巻103号」青い海出版社・1981)
13. 平成25年9月4日～9月15日読谷村立歴史民俗資料館で開催された「琉球大学附属図書館貴重書展『文献資料にみる琉球・沖縄いん読谷』」のパンフレット

(参考) 模合に関する主な語録

舩(ほう) = モヤイ ⇒ 二つ並べて互いにつなが合わせた舟。

催合(モヤイ) = むやい、もあい(最合) ⇒ 二人以上の者が村仕事を協力して行ったり共同生産したものを共有、または分配すること(共同、共有、共同生産、分配)。

※ 沖縄では一般的に使われている「模合」は「最合」の当て字ではないか。

「もあい」は、沖縄では「むやい」「むえー」「ユーレー(寄り合い)」ともいう。

寄り合い(ヨリアイ) ⇒ 一つの場所に寄り合うこと。会合、会議、集会。

頼 ⇒ ライ、とる(取る)、える(得る)。利益を取得する。又は利益。

母子 ⇒ ボシ、元金と利子。

講 ⇒ 神仏に参詣する仲間の組織。相互扶助を目的とする民間の金融組織。

仏教の講演、講義の会。信者の団体。金融組織の一種。

相互扶助を目的とする、無尽・頼母子(角川新国語辞典)

模合墓(もあいばか) = 共同墓 ⇒ 第二次大戦までは広くみられた。模合金で造った。

墓模合(はかもあい) ⇒ 墓を造るために関係者が飲食物、労働力、資材を援助し合った。

結(ゆい) = (ゆいまーる・いーまーる) ⇒ 労働慣行。結の組織で共同作業が行われる。戦後は仕事をいている家から、ジュージチャー(10時のお茶)・アバサン(昼食)・サンジチャー(3時のお茶)等が出た。

いーまーるをしてもらった家は、他日その家の人が多忙な時に、労力の返済をしなければならない。労働の等量交換が決まりである。

加勢(かせい) ⇒ 無報酬で、労力の返済義務はない。

主に家造りや、祝い事などの臨時の人手のいる仕事が出た時は、親戚などから、頼み人(タヌミンチュ)を入れる。このような臨時の仕事をカシーという。

道普請(ミチブシン) ⇒ 部落の共同作業。部落内の道路補修作用。各戸から一人、原則として戸主が参加する。子供の代理は認められない。都合の悪い場合は、次回は必ず参加する旨を述べて許してもらう。

時間は午前8時から午後5時までで、昼食は各自家に帰ってとる。

(読谷村立歴史民俗資料館紀要 第8号 労働慣行 P78・1984)

座元＝発起人＝親＝勢頭（昔の呼称）。

入会＝模合に掛け金を負担する人⇒講員＝手元。

送り、送り前（送り人）＝債務者＝模合を受け取ったら、最終番の人以外は必ず一回以上は負債を返還すること。する人を送り人、又は送り前という。

掛け金、掛け前＝一番目以外の方は、必ず所定の金額を出さなければならない、これを掛け前、又は掛け人という。